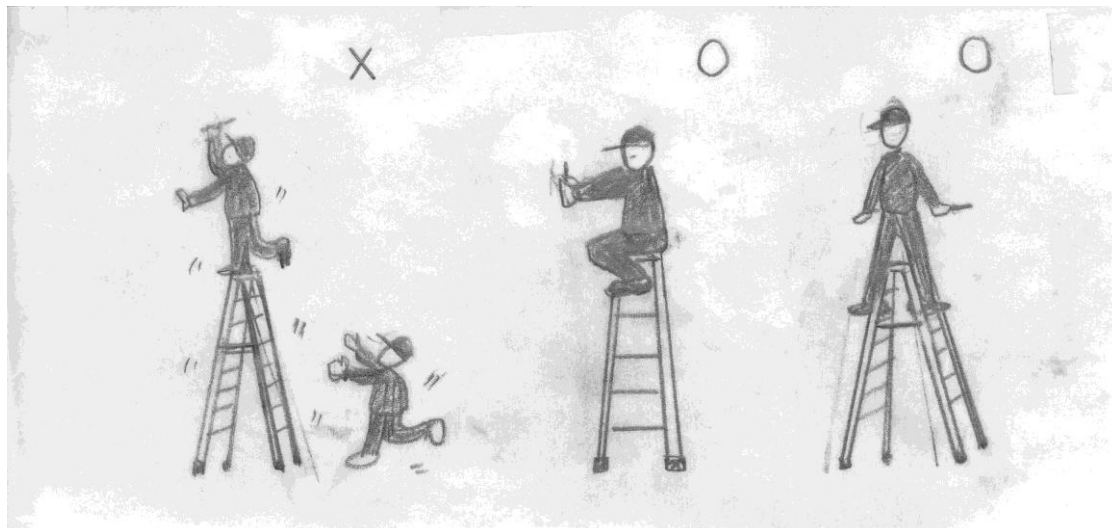


【災害事例】 脚立を使用した高所作業中の墜落災害

〈発生状況〉

高さ 2.4m の脚立を用いて高さ 1.7m の踏み段に乗り、高さ 3.3m の天井付近に固定された排水
管を切断して取外す作業を行っていたが、取外した排水管を床に下ろすため踏み段を 1 段降りた際
に足を踏み外し、床面に墜落した。被災の程度：死亡 業種：建設業



〈推定原因〉

- ・脚立は梯子と同様に身近な用具であり、使い方も簡単であるため、安易に考えて注意力が足りなかったのではないかと考えられます。
- ・取り外した排水管を持って脚立を降りようとした時に、姿勢の安定を崩したのではないかと考えられます。
- ・作業時の脚立の踏み段の高さは 1.7m であるが、取外し作業は 2m 以上の高さで行っているにもかかわらず、安全対策は特に採られていない。

〈再発防止対策〉

- ・脚立や梯子からの墜落災害は古くて新しい課題です。厚生労働省の平成 22 年の統計によると脚立に起因する 1 年間の死傷災害 631 件のうち、脚立上で作業中が 439 件(発生率 70%)、脚立に上がるときが 18 件(同 3%)、降りるときは 118 件(同 18.7%)、その他 56 件(8.3%)です。その対策に特効薬的なものは無く、基本的な対策をしっかりと実施して行くしかありません。
- ・高所作業は単独で行うのではなく、安全確保のための見張り役と同時に、地上に下ろす荷物を予め受け取る役割を担う人を配置する必要があります。
- ・脚立に乗って作業する場合には、脚立の踏み段に滑り止めテープを貼り、滑りにくい靴を履くことを推奨致します。(滑りにくい靴：靴底が合成ゴム製で靴底の各模様の表面はのこぎり状ではなく、平らであること、平らな模様の周囲が丸みを帯びておらず、靴底の凹凸に鋭いエッジのある断面であること)。
- ・2m 以上の高所作業では墜落した場合の危険防止のため安全帯を着用させることが労働安全衛生規則(518 条、519 条)で定められていますが、脚立を持ち込んで行う臨時的な作業の場所には、安全帯のフックを止める設備も備わっていないでしょうから、現実的には難しいこともあるでしょう。
- ・このような場合には、事業者が考慮すべき「民法上の安全配慮義務」の概念に基づき、労働安全衛生規則に規定されて無くても「飛来・落下物、墜落時保護兼用」の保護帽を作業者に着用するよう指導して下さい。(安全・衛生コンサルタント誌 No.85 田中 通洋氏の寄稿文より引用)。

(関連情報)

行政当局より過去に労働安全確保の通達が出されていますので付記致します。

(1)「建設業における総合的労働災害防止対策について」

厚生労働省基準局長 自主的な安全衛生活動の一層の推進を図るよう通達が出されています。

基発第 032002 号 平成 19 年 3 月 22 日

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei15/04.html>

(2)上記通達の機械器具設置工事に関する内容

・ 安全衛生管理の充実

ア. 安全衛生管理体制を確立するとともに、選任された安全管理者又は安全衛生推進者に作業現場を巡視させる等により現場の作業の安全化を図ること。

イ. 災害防止対策の重点事項

機械器具設置工事においては、墜落災害が多発していることから、安衛則第 518 条第 1 項又は第 519 条第 1 項に規定する安全な作業床の確保を基本とし、脚立、移動はしご等の器具の使用はできるだけ避けること。また、エレベーターや立体駐車場等の昇降路内で作業する場合には、上層部と下層部で同時作業が行われないよう作業工程の調整を行うとともに、各階の扉には「作業中」であることを表示しておくこと。さらに、ピットスイッチ等で搬器が動かないようにしてから昇降路内部に入ること。

また、通風不十分な屋内作業においてアーク溶接を行う場合には、換気を行うことにより作業場所の空気中の一酸化炭素濃度を日本産業衛生学会で示されている許容濃度である 50ppm 以下に保つ等必要な措置を講ずること。

以上

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》